

# 土地所有者の皆様へ

土壤汚染対策法では、土地所有者の皆様には土壤汚染の調査や対策の義務を課す場合があります。ご理解、ご協力をお願いいたします。



例えば、このような場合に自治体から連絡をします。

事業者(賃借人)



有害な液体や固体を使っていた施設を廃止します

自治体



土地所有者(賃貸人)



土壤汚染がないか調査してください

事業者(賃借人)、施工会社



有害な液体や固体を使う施設のある土地で掘削工事をします

自治体



土地所有者(賃貸人)



土壤汚染がないか調査してください

➤ 他にも、土壤汚染のおそれがある土地での掘削工事や、土壤汚染による健康被害を防止するために調査が必要であると自治体が判断した場合などにも、連絡をすることがあります。



## 連絡を受けたらどうすればいいの？

- ✓ 事業者(賃借人)、施工会社と相談の上、指定調査機関に土壤汚染の調査を依頼し、結果を自治体に報告してください。

指定調査機関の一覧はこちらです。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/kan/>  
「指定調査機関」での検索、右の二次元バーコードからもアクセスできます。

🔍 指定調査機関



## 土壤汚染があったらどうなるの？

- ✓ 汚染が見つかった区域として指定され、指定年月日、所在地(地番)、汚染物質等の情報が、環境省や自治体のHP等で公表されます。
- ✓ 近くに飲用井戸がある場合等では、土壤汚染の拡散防止等の対策が必要な場合があります。

## 土壌汚染の調査や対策の費用はどれくらいかかるの？

- ✓ 調査費用は、調査面積、汚染の原因となった有害な液体や固体の使用状況、現場状況等により大きく変動します。**詳細は指定調査機関(表面参照)へお問合せください。**
- ✓ 汚染があった場合の対策費用も、汚染状況や対策方法等により大きく変動します。**詳細は施工業者にご相談ください。**

### <参考>

#### ▶ 調査費用

(一社)土壌環境センター会員企業の実績調査(回答55社)によると、令和2年度の受注高を受注件数で割ると数百万円程度でした。ただし、本データは住居を兼ねた小規模な事業場から大規模な工場、汚染がわずかな場合から深刻な汚染状況の場合までを含んだ平均です。調査面積が狭い場合等は、平均費用より低く抑えられるケースがあります。

#### ▶ 対策費用

選択する対策方法により費用は異なりますが、目安は以下のとおりです。なお、多くの対策で観測井戸の設置が必要になります(約50万円/井戸設置1本<sup>\*1</sup>)。

対策費用の目安

方法 <sup>*2</sup>	費用の目安
立入禁止、舗装、盛土	数千円以上/m <sup>2</sup>
地下水の水質の測定	数千円以上/水質分析1回
化学的分解、生物的分解	1~3万円以上/m <sup>3</sup>
原位置封じ込め、土壌ガス吸引、地下水揚水	3~5万円以上/m <sup>3</sup>
遮水工封じ込め、掘削除去	5~10万円以上/m <sup>3</sup>

出典：中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン(東京都)

※1：環境省 土壌環境施策に関するあり方懇談会(第2回)(平成19年7月)

資料6 土壌対策工事の現状と課題 から抜粋

※2：あくまで一例であり、他の方法も存在します。

## 土壌汚染対策法のことをもっと詳しく知りたい。

パンフレット「土壌汚染対策法のしくみ」をご覧ください。

[https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph\\_law-scheme/index.html](https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html)

「公益財団法人日本環境協会」でも相談対応を行っています。

<https://www.jeas.or.jp/dojo/business/consult/ippan.html>

